

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第六条第一項第六号の書類） 第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においては、その役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において同じ。）の略歴書 四〇十一 （略） 十二 個人である場合（第三号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書 十三〇十七 （略） 2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定	（法第六条第一項第六号の書類） 第四条 第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においては、その役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人を含む。以下この条において同じ。）の略歴書 四〇十一 （略） （新設） 十二〇十六 （略） 2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定

にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている大格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」
については、不要のものを消すこと。

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている大格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」
については、不要のものを消すこと。

國立編譯館館刊 (第四卷第四期)

东可申路旁

法人の役員
代表取締役

の結核菌

(b) (5) DPP

[illegible]

1 (他人の意見) については、次第のものを待てよ

2 (先例) の類は、行止の例について参照すること。

新式圖字一冊 (民國九年發行)

許可中斷證

法人の役員
代表人
の略称

の時分

CONCLUSIONS

[illegible][illegible]

改 正 案	現 行
（登録申請書の添付書類） 第三条 法第二十二條第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法人にあつては、当該法人及びその役員）を含む。以下この条において同じ。）が法第二十四條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面 二、三 （略）	（登録申請書の添付書類） 第三条 法第二十二條第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人を含む。以下この条において同じ。）が法第二十四條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面 二、三 （略）

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

知 事 殿

別記様式第3号 (第3条関係)

工業築造届申請書

(A4)

法人の役員
法定代理人
法定代理人の役員

の取置き

現在所	郵便番号 ()			電話番号 ()		
フリガナ	氏 名	生年月日	年	月	日	生
職 名		取締役				
期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	従事した職務の内容					
職 区						
賞 年 月 日	賞 罰 の 内 容					
上記のとおり記載ありません。 年 月 日						
氏名 印						

1 法人の役員
法定代理人
法定代理人の役員

については、不要ものを消すこと。

2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

誓 約 書

登録申請者、その役員並びに法定代理人は、浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

知 事 殿

別記様式第3号 (第3条関係)

工業築造届申請書

(A4)

法人の役員
法定代理人

の取置き

現在所	郵便番号 ()			電話番号 ()		
フリガナ	氏 名	生年月日	年	月	日	生
職 名		取締役				
期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	従事した職務の内容					
職 区						
賞 年 月 日	賞 罰 の 内 容					
上記のとおり記載ありません。 年 月 日						
氏名 印						

1 法人の役員
法定代理人

については、不要ものを消すこと。

2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

改 正 案	現 行
（登録申請書の添付書類） 第四条 法第二十二條第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法人である場合にあつては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。）が法第二十四條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面 二、四 （略） 五 登録申請者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人が法人である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書 2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十三年法律第八十一号）第三十條の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十條の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十條の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録	（登録申請書の添付書類） 第四条 法第二十二條第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が法第二十四條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面 二、四 （略） （新設） 2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十條の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十條の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録

申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人(法人である場合にあつては、その役員))

二 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員

三 (略)

35 (略)

(変更の届出)

第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない。

一 三 (略)

四 法第二十二條第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項

第一号、第三号及び第五号の書面

五 (略)

申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人)

二 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員(当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)

三 (略)

35 (略)

(変更の届出)

第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない。

一 三 (略)

四 法第二十二條第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第

一号及び第三号の書面

五 (略)

(A.4)

法第31条に規定する者 (技術管理者) の氏名		営業所の名称及び所在地	
フリガナ 名		所在地 郵便番号 () 電話番号 ()	
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人がある場合	氏名	郵便番号 () 電話番号 ()
	住所	電話番号 ()	
	フリガナ		
	住所又は名称		
	住所	電話番号 ()	
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人がある場合	フリガナ	役職 (常勤・非常勤)
	住所		
	役職 (常勤・非常勤)		
他の都道府県知事の登録状況			
登録番号		登録番号	

- 備考
- ※印のある欄には、記入しないこと。
 - 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
 - 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

(A.4)

法第31条に規定する者 (技術管理者) の氏名		営業所の名称及び所在地	
フリガナ 名		所在地 郵便番号 () 電話番号 ()	
未成年者である場合の法定代理人	氏名	郵便番号 ()	
	住所		
	住所		
	住所		
	住所		
未成年者である場合の法定代理人	住所		
	住所		
	住所		
電話番号 ()			
他の都道府県知事の登録状況			
登録番号		登録番号	

- 備考
- ※印のある欄には、記入しないこと。
 - 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
 - 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

知 事 殿

別記様式第4号 (第4条関係)

登録申請者

法人の役員
本
法定代理人
法定代理人の役員

の所属先

(A.4)

現在所	郵便番号 ()		電話番号 ()
フリガナ 通称、名称又は 氏名		生年月日	
期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容		
職			
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
氏名 印			

備考

1 法人の役員
本
法定代理人
法定代理人の役員

については、不実のものを消すこと。

2 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

誓 約 書

登録申請者、その役員並びに法定代理人は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

知 事 殿

別記様式第4号 (第4条関係)

登録申請者

法人の役員
本
法定代理人
法定代理人の役員

の所属先

(A.4)

現在所	郵便番号 ()		電話番号 ()
フリガナ 通称、名称又は 氏名		生年月日	
期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容		
職			
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
氏名 印			

備考

1 法人の役員
本
法定代理人
法定代理人の役員

については、不実のものを消すこと。

2 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第5号 (第5条関係)

登録番号		登録年月日 年 月 日	
フリガナ 商号、名称 又は氏名		有効期間満了 年 月 日	
住所		郵便番号 ()	
電話番号 ()			
法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者) の氏名及び役名			
フリガナ 氏名	役名 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名 (常勤・非常勤)
法定代理人 氏名		住所	
フリガナ 氏名		郵便番号 ()	
フリガナ 前号又は 旧名称		住所	
フリガナ 役員の氏名		郵便番号 ()	
役名 (常勤・非常勤)		フリガナ 役員の氏名	
		役名 (常勤・非常勤)	
未成年者である場合の法定代理人 氏名及び役名			
フリガナ 氏名		住所	
フリガナ 前号又は 旧名称		郵便番号 ()	
フリガナ 役員の氏名		郵便番号 ()	
役名 (常勤・非常勤)		フリガナ 役員の氏名	
		役名 (常勤・非常勤)	

別記様式第6号 (第5条関係)

登録番号		登録年月日 年 月 日	
フリガナ 商号、名称 又は氏名		有効期間満了 年 月 日	
住所		郵便番号 ()	
電話番号 ()			
法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者) の氏名及び役名			
フリガナ 氏名	役名 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名 (常勤・非常勤)
未成年者である場合の法定代理人 氏名及び役名		住所	
フリガナ 氏名		郵便番号 ()	
フリガナ 前号又は 旧名称		住所	
フリガナ 役員の氏名		郵便番号 ()	
役名 (常勤・非常勤)		フリガナ 役員の氏名	
		役名 (常勤・非常勤)	